

専門職制度規程

第1条（総則）

この規程は、専門職制度の具体的取り扱いについて定めたものである。

第2条（定義）

この規程において「専門職制度」とは、特定の分野において高度な専門的知識・技術を有している社員を専門職として任用し、待遇する制度をいう。

第3条（目的）

専門職制度は、長年の職務経験と自己啓発努力を元にして、特定分野において非常に高度な専門的知識・技術を有している社員の能力と意欲を有効に活用することにより、企業活動を取り巻く環境の変化に対応し、経営のより一層の発展を期するために実施するものである。

第4条（任用条件）

専門職は、以下の各号に該当する者の中から任用するものとする。

特定の分野において、高度な専門的知識・技術を有していること

特定の分野において、豊かな業務経験を有していること

第5条（業務）

専門職の担当する業務は、会社の必要性に基づき、個人ごとに都度決定するものとする。

第6条（呼称）

専門職の呼称は、専門部長または専門課長とする。

第7条（継続審査）

専門職としての適格性に関し、任用後2年ごとにその審査を行うものとする。審査の結果、専門職としての適格性に欠けると判断されたときは、専門職を解職することがある。

第8条（見直しの基準）

前条における見直しの基準は以下の各号のとおりとする。

専門的知識・技術の保有状況

会社業績に対する貢献度

自己啓発の姿勢

業務への取り組み状況

付 則

この規程は 年 月 日より施行する。